○外務省告示第六十二号

平成三十年二月十八日にプリシュティナで、コソボ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がコソボ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億五千万円

3　署名者

日本側　堀井学外務大臣政務官

コソボ側　ベジェット・パツォーリ第一副首相兼外務大臣

平成三十年三月一日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第六十三号

平成三十年二月十九日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国におけるシンド州及びハイバル・パフトゥンハー州における若年層のエンパワーメント計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　シンド州及びハイバル・パフトゥンハー州における若年層のエンパワーメント計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億千九百万円

3　署名者

日本側　倉井高志在パキスタン大使

国際連合開発計画側　イグナシオ・アルタザ・ズリアラン在パキスタン事務所長

平成三十年三月一日

外務大臣　河野　太郎

○厚生労働省告示第四十号

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条の六第二項の規定に基づき、職業安定法施行規則第二十四条の六第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（平成二十九年厚生労働省告示第二百三十三号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年三月一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後		
名称	所在地	
（略）	（略）	
公益社団法人日本看護家政紹介事業協会	東京都新宿区市谷仲之町三番二号	
一般社団法人人材サービス支援センター	神奈川県横浜市緑区中山町三百二十二番地四ＩＴＭビル七階	

2　職業紹介責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習とする。

改正前		
名称	所在地	
（略）	（略）	
（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	

2　職業紹介責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習とする。

○農林水産省告示第四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県長浜市西浅井町中字谷海一の一から一の三まで、二から四まで、二の一から二の一三まで、二の一五、二の一六、一〇、一三、一三の一から一三の四まで、一四の一から一四の三まで、一八から二〇まで、三七の一、三七の二、五六、五七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県米原市伊吹字唐谷一五七七から一五九六まで、一五八六の一、一五八九の一、字畷馬谷一六三六の一、一六三七の一、字向山一六九五の一、一六九六の一、字甲賀山一七〇五から一七〇九まで、一七〇八の一、一七一三、一七一四、字大谷一七一五の二・一七一五の三（以上二筆国有林）、一七一五、一七一五の一、一七一五の四、字高野谷一七一六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県米原市弥高字赤谷六四三、字入道六四四、六四四の一、六四四の二、六四四の九、六四四の一五から六四四の一七まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県米原市藤川字唐ヶ谷一二八五の二（国有林）、一二八五の一、字西杓谷一六六九の一から一六六九の一九まで